

特別加入保険料率表

(平成30年4月1日施行)

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

| 事業又は作業の種類 の番号 | 事業又は作業の種類 | 第二種特別加入 保険料率 |
|------------------|---|-----------------|
| 特 1 | 労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者） | 12 |
| 特 2 | 労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方） | 18 |
| 特 3 | 労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者） | 45 |
| 特 4 | 労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方） | 52 |
| 特 5 | 労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者） | 7 |
| 特 6 | 労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者） | 14 |
| 特 7 | 労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業） | 48 |
| 特 8 | 労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者） | 3 |
| 特 9 | 労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者） | 3 |
| 特 1 0 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業） | 15 |
| 特 1 1 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業） | 6 |
| 特 1 2 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業） | 17 |
| 特 1 3 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業） | 3 |
| 特 1 4 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業） | 18 |
| 特 1 5 | 労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者） | 3 |
| 特 1 6 | 労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者） | 9 |
| 特 1 7 | 労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員） | 3 |
| 特 1 8 | 労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者） | 5 |

第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

| 対 | 象 | 第三種特別加入 保険料率 |
|---|---------------------|-----------------|
| | 海外で行われる事業に派遣される労働者等 | 3 |